

平成22年5月13日

各 位

上場会社名 株式会社パイプドビッツ
代表者名 代表取締役社長CEO 佐谷 宣昭
(コード番号 3831)
問合せ先責任者 執行役員CFO 大屋 重幸
(TEL 03-5771-6931)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成22年4月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成22年5月28日開催予定の第10回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が平成21年1月5日に施行されたことを受け、当社定款のうちいわゆる株券電子化に伴って変更が必要な規定は、上記法律の施行により、既に廃止したものとみなされ又は無効となっております。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下、「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる「株券電子化」)されました。これに伴い以下のとおり変更を行うものでございます。

(1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議がされたものとみなされております。そのため、株券の存在を前提とした規定を削除するとともに、定款上不要となる実質株主及び株券喪失登録簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。(現行定款第7条、変更案第9条、変更案第11条)

(2) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第11条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿、及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第11条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第13条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第45条 (現行どおり)</p>

以上